

令和4年度（2022年度）公共事業（大規模等）事前評価調書

(様式3)

調書番号	06-14	基準年月日	令和5年3月1日
所管部	農政部	作成責任者 担当係	農政部農村振興局農村計画課長 鈴木 仁志 畠地計画係（内）27-426

I 基本事項

事業種別	道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畠地帯総合整備中山間地域型））					
地区名	ふれべつはちとみ 布礼別ハ富				市町村名	富良野市
事業期間	採択 R6 (2024)	完了 R14 (2032)	総事業費 2,700 百万円			
負担割合	国 1,485	道 756	市町村 —	その他 459	—	17.0%
事業目的 ・目標	<ul style="list-style-type: none"> ●畠作物の生産振興及び畠作経営の改善等を図る。 ●地域農業をささえる担い手農家の経営体質を改善し、安定した農業経営の確立を目指す。 ●担い手への農地集積を図る。 ●事業実施により安全・安心な食の生産をささえる。 <p>【アウトカム】 等</p> <p>●事業実施前（R5年（2023年））の担い手農地利用集積率（受益面積のうち担い手が耕作する面積の割合）は98.7%だが、本事業を実施することにより事業完了翌年に99.2%の高水準を維持することが可能となる。</p>					
事業概要	<p>本地区は富良野市の東部に位置する畠作地域である。</p> <p>本事業において、区画整理によりほ場の勾配等を緩和し農作業効率の向上を図る。併せて畠作物の安定生産に対応した畠地かんがい整備、排水改良のための暗渠排水、作土厚確保のための客土、作物生産の支障となる石礫の除去により作物生産性向上を図ることで、競争力のある農業の実現に資する。</p>					
工事費内訳	<p>受益面積 938ha 受益戸数 49戸</p> <p>○区画整理 A=252ha（整地、暗渠排水、客土、除礫）</p> <p>○畠地かんがい A=860ha</p> <p>○測量設計費</p> <p>○用地補償費</p>					
	計					
		大項目	中項目	小項目	施策名	
総合計画での位置付け	総合計画の体系	経済・産業	農林水産業の持続的な成長	潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり	農業農村整備の推進	
特定分野別計画での位置づけ	施策目標	<p>【計画名：第6期北海道農業・農村振興推進計画 P23】</p> <p>（農業の生産力・競争力強化に向けた農業生産基盤の整備）</p> <p>ほ場の大区画化や農地の排水対策、高品質で安定した生産を支える畠地かんがい、農産物の輸送の効率化や農業用車両の安全な走行を支える農道など、農業の生産力と競争力の強化に向けた整備を、農業者が積極的に取り組めるよう配慮しながら、計画的かつ効果的に推進する。</p>				
	関連する指標	食料自給率（カロリーベース） 令和12年度（2030年度） 目標値：268%				

II 評 価

1. 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は、小麦、てんさい、ばれいしょを主体に、たまねぎ、かぼちゃ等の野菜を組み合わせた作付を展開する畑作地域である。 ●本地域でとれた農産物は、富良野市中心街にある直売所「ファーマーズマーケット オガール」で販売されている。地域の農産物を使った野菜スープやドレッシング等の加工品も販売しており、リピーターがいるほどの人気を集めている。また、直売所は大手通販サイトにも出店しており、全国から多くの注文があり高い人気と評価を得ている。また、本地域には厳しい品質基準をクリアしないと契約できない大手菓子メーカーの契約農家あるほどの品質の高さを誇っており、これらは富良野ブランドとして多くの方から支持を集めている。 ●本地区では未整備ほ場において急勾配、排水不良、作土厚不足、石礫過多等が営農の支障となっており、ほ場条件の格差を生む要因となっている。 ●本地域は、前歴事業により畠地かんがい施設が導入され利用組合による水利用が行われてきたが、老朽化に伴う機能低下によって漏水等が発生しており、維持管理に苦慮している。 ●そのため、大型機械の効率的な作業を行うための区画整理の実施と併せて、畠作物の安定生産に対応した畠地かんがい整備、排水不良を解消する暗渠排水、作土厚不足に起因する生育不良解消のための客土、営農の支障となっている石礫の除去を行い、将来にわたる効率的かつ安定的な農業経営の改善を図る必要がある。 							
	<ul style="list-style-type: none"> ●実施にあたり関係機関との協議調整や専門的な知識が必要とされることから、北海道による実施は適切と判断する。 ●事業実施要綱等に基づく道営事業の要件（受益面積10ha以上）を具备しており、北海道が実施主体となる。 							
	<ul style="list-style-type: none"> ●整地は、運土量、運土距離、土質により適切な工法を選定している。 ●畠地かんがいは、国営かんがい排水事業の附帯事業として末端散水施設整備を実施する。 ●暗渠排水の管種と疎水材の決定に際しては、入手の容易さや供給量が十分あり、地域の実績等をもとに選定している。 ●客土は、作土厚確保のための客入土が確保可能な土取場を選定している。 ●除礫は、作物の生育に支障がなく、経済的な工法を選定している。 							
	<ul style="list-style-type: none"> ●地区内には、未整備ほ場など農業生産に不利な条件の農地が存在し、作土厚不足、排水不良や石礫による作物の生育不良が著しく、作業機械の効率的な運用が困難となっていることから、早急に整備を行う必要があり、緊急性が高い。 ●農業生産性の維持、農業経営の安定に向け、畠地かんがいの整備が急がれる。 ●新たな食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の向上を目指に掲げ、講すべき施策として農業生産基盤整備を示しており、食料の安定生産に寄与する本事業の優位性は高い。 							
	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は、富良野市が策定した「田園環境整備マスタートップラン」において環境配慮区域に位置づけされている。 ●地区内に生息する動植物の生息環境を把握する地域調査等を行い、生態系や景観に配慮した環境保全対策について、上川総合振興局が開催した環境情報協議会にて提案し了解を得ている。 							
	<table border="1"> <tr> <td>根拠法令等</td><td colspan="2">土地改良法、北海道農業・農村振興条例</td></tr> <tr> <td>その他</td><td colspan="2">北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第3次富良野市農業及び農村基本計画</td></tr> </table>			根拠法令等	土地改良法、北海道農業・農村振興条例		その他	北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第3次富良野市農業及び農村基本計画
根拠法令等	土地改良法、北海道農業・農村振興条例							
その他	北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第3次富良野市農業及び農村基本計画							
<p>【地域の動向・意向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●H29(2017) 関係農業者や富良野市から十勝総合振興局へ整備要望 ●H29(2017)～ 受益者、富良野市と協議調整、整備要望のとりまとめを行う ●H30(2018) 富良野市農業農村整備事業管理計画に登載 ●R3(2021) 富良野市から道営土地改良事業計画策定要望の申請 <p>【事業関係手続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●R5(2023) 整備要望を反映した事業計画概要の作成（予定） 								
7. 事業効果	経済効果の内訳（百万円）		費用の内訳（百万円）	B/C				
	作物生産効果	5,061	区画整理	1,497	1.65			
	品質向上効果	629	農業用用排水	2,503				
	営農経費節減効果	4,765	関連施設	2,652				
	維持管理費節減効果	△ 74						
	国産農産物安定供給効果	635						
	合 計 (B)	11,016	合 計 (C)	6,652				
<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」（農林水産省 H30改正）に基づき算出している。 ・経済効果の合計と費用の合計は、「工期+40年」の累計で算出しR5年度に現在価値化している。 ・費用の合計は現在価値化しているため事業費と異なる。 ・農業用用排水施設と接続する上位用水施設にかかる費用を「関連施設」として計上している。 ・維持管理費節減効果は、現施設の維持管理費に対して、再整備した場合の維持管理費の増減及び事業を実施せず現施設の機能がなくなった場合の維持管理費の増減の合計により、マイナスとなる。 								

8. 事業特性による特記事項	<p>【協議・調整状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当事項：畠地かんがいに係る国営事業の調整、暗渠排水落口接続、埋蔵文化財包蔵地に係る協議 ・実施状況：いずれの協議も終了しており、工法等について了解を得ている。
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村活性化計画を作成。（農地集積計画） ・負担割合の「その他」は、農業者の負担割合及び負担金である。 ・担い手：農業経営の改善に意欲的で、市町村が認定した地域農業を担う農業経営者。

III 今後の対処方針

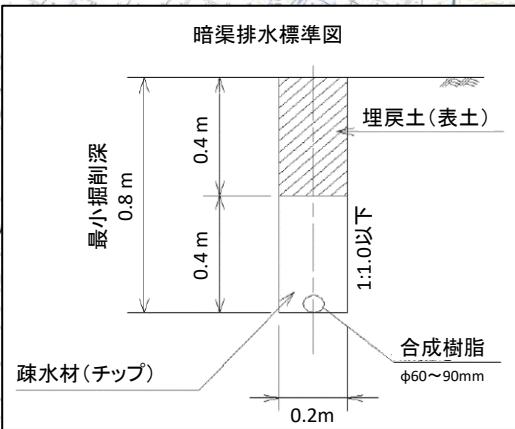
対処方針	農地・農業施設の整備水準の維持・向上に大きく寄与し、地域農業の維持に大きく貢献するとともに国民への食料の安定供給に資することから要望を行うことは妥当である。		
	a	a : 要望を行うことは妥当 b : 要望に当たって検討を要する c : 要望を行うことは妥当でない	

水利施設等保全高度化事業(畠地帯総合整備中山間地域型)

ふれべつはちとみ

布礼別八富地区 計画一般図

暗渠排水標準図



道内位置図



中富良野町

富良野市

凡 例

—	市町村界
---	地区界
○○○○	既設頭首工
■■■■	幹線用水路
- - -	既設用水路
F	既設ファームポンド
□	区画整理
	受益地
	畠

